訓令

内閣総理大臣　岸田　文雄

○内閣府訓令第四号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表	
担当	職務
［略］	［略］
沖縄政策担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1・2　略］ 3　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第九十六条第二項の交付金（同法第九十五条第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第九十八条第一項、第九十九条第一項及び第百条第一項に規定する協議に関することを除く。）。 ［4・5　略］
［略］	［略］

改正前	
別表	
担当	職務
［同上］	［同上］
沖縄政策担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1・2　同上］ 3　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第百五条の三第二項の交付金（同法第百五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項に規定する協議に関することを除く。）。 ［4・5　同上］
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。